



11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

私たちの生活は、国や福岡県、北九州市の活動と深く結びついており、私たちはこの活動に基づいたいろいろなサービスを楽しみながら毎日を暮らしています。身近な例では、道路、上下水道、公園などの公共施設が整備され、教育、警察、消防などの公共サービスが充実されるなど、その活動は幅広い分野にわたりますが、これらの財源は「税」によって賄われています。

「税を考える週間」は、この生活に深く関わる「税」について、その意義（必要性）及び役割（使途）や現状の税務行政について分りやすく説明することを目的として、毎年、実施されています。今年も11月11日（月）から17日（日）までの一週間が「税を考える週間」です。

皆様も是非、この機会に「税」について考えてみてください。

「税」は「社会の会費」

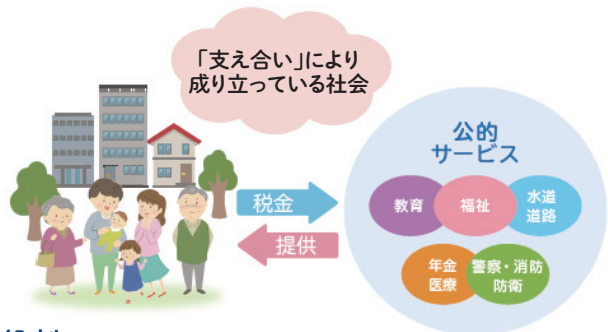
年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしには欠かせないものですが、言うまでもなく、その提供には費用がかかります。

こうした「公的サービス」といわれるものは、例えば、警察や防衛のように、特定の人だけのために提供することが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人だけに提供することは社会的に不適当なものであり、一般に、市場の民間サービスだけでは、必要な量・水準のサービスが提供されません。

このため、こうしたサービスの費用を賄うためには、皆さんから納めて頂く税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

このように、みんながお互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、公的サービスの費用を広く公平に分ち合うことが必要です。

まさに、税は「社会の会費」であると言えるでしょう。



◆「税」の役割

●財源調達機能

税は、前述のような「公的サービス」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

●所得再分配機能

所得税や相続税には、経済力のある人により大きな負担を求める累進性があり、社会保障給付等の歳出とあわせて、所得や資産の再分配を図る役割を果たしています。

●経済安定化機能

税は、好況期には増収を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に増収減税を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化する役割を果たしています。

◆「税」の三原則

公平の原則	中立の原則	簡素の原則
経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。	税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。	税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、簡素の原則です。

一言で「公平」といっても、様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境により捉え方は変わってくるものですが、そうした点に配慮するとともに、経済社会の構造変化に対応した税制を築いていく必要があります。出典／財務省HP「もっと知りたい税のこと」令和6年6月より

主な税金の種類、皆さんはいくつご存知ですか？

（財務省HP「もっと知りたい税のこと」(令和6年6月発行)の「さまざまな税」より）

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。

第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、大きく分けると、**所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税**があります。

第二は、「誰が課税主体か」による分け方で、国が課税主体であるものを**国税**、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを**地方税**といい、国税・地方税を合わせて**40種類以上**あり、それぞれの税は法律に定められています。

このほか、「誰が税金を負担し（**実質負担者**）、誰が税金を納めるか（**納税義務者**）」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する**直接税**（所得税など）と、納税義務者と実質負担者が異なる**間接税**（消費税など）があります。

所得に対する税 所得課税	消費に対する税 消費課税	資産等に対する税 資産課税等
所得税、法人税、住民税など <small>所得(利益)を対象として課税</small>	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など <small>物品やサービスの消費等を対象として課税</small>	相続税、贈与税登録免許税など <small>資産の取得・保有等を対象として課税</small>

	国税	地方税	国税	地方税
所得課税	●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●特別法人事業税 ●森林環境税 ●復興特別所得税	●住民税 ●事業税	消費課税	●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税
	●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税	●不動産取得税 ●特別土地保有税 ●事業所税 ●水利地益税 ●宅地開発税 ●法定外目的税		●固定資産税 ●法定外普通税 ●都市計画税 ●共同施設税 ●国民健康保険税
資産課税等			●関税 ●とん税 ●特別とん税	

法人会の活動についてご存知ですか？

法人会の役割や組織、具体的な活動等について、(公財)全国法人会総連合作成の動画「法人会から日本を変える」(4分5秒)を小倉法人会ホームページのトップページ「法人会ってどんな団体?」から確認いただけます。是非、ご覧ください。

また、同ホームページの「講演会・セミナー」欄に、今後開催予定の講演会等(参加無料)を掲載していますので、小倉法人会事務局までお申し込みください。

【開催予定の講習会・セミナー等】

- ・令和6年11月13日(水): 利益計画作成ワークショップ 【毎日西部会館】
- ・令和6年12月5日(木): 決算対策説明会(12・1・2月) 【ホテルクラウンパレス小倉】
- ・令和7年1月24日(金): 新設された法人企業様向け税務・会計・財務説明会 【毎日西部会館】
- ・令和7年2月6日(木): 決算対策説明会(3・4月期①) 【ホテルクラウンパレス小倉】
- ・令和7年2月13日(木): 決算対策説明会(3・4月期②) 【ホテルクラウンパレス小倉】

※詳しくは、小倉法人会HPをご覧ください。



Q1 日本で税金を現在の様にお金で納めるようになったのはいつからでしょうか？

- ①江戸時代 ②明治時代 ③大正時代

答えは裏面です

Q2 印紙税の発祥の国はどこでしょうか？

- ①オランダ ②ポルトガル ③スペイン

Q3 日本の税収のうち、令和5年度の法人税収はいくらでしょうか？

- ①約3兆円 ②約15兆円 ③約23兆円

税を考える週間行事・講演会のご案内

みんなで税金クイズに挑戦しよう

税金クイズ大会

応募期間 10/17(木)～11/17(日) ※当日消印有効
 <参考>税を考える週間：毎年11月11日～17日

応募方法 小倉法人会主催の「時局講演会」(10/17(木)開催)時に配布される又は、小倉法人会のホームページに掲載されている【税金クイズ】に対し、「郵便はがき」「FAX」又は「電子メール」にて、解答をお寄せください。応募の際には、必ず**応募者の方の①氏名②住所③電話番号④電子メールの場合はメールアドレスを明記**願います。(送付・送信先は、下記【応募または問合せ先】を参照願います。)

クイズ内容 税金に関する三択問題：30問
応募条件 北九州市内にお住まいの方
応募費用 無料 (解答時の郵送料またはFAX・電子メールでの送付料は応募者の方で負担願います。)
賞品等贈呈 成績優秀な正解者には、厳正な抽選のうえ総額22.5万円の賞品を贈呈致します。(お一人様、1賞品となります。)

表彰	表彰条件等	賞品
最優秀賞	全問正解者より最大10名様	商品券 1万円
優秀賞	26～29問正解者より最大25名様	商品券 5千円

※賞品は発送を持って代えさせていただきます。
 ※優秀賞の抽選は、最優秀賞の抽選で当選されなかった方々も対象とします。
 最優秀賞の該当者が最大人数未満の場合、相当額分を優秀賞の人数に加算します。
 ※応募期間終了後、解答・解説は、小倉法人会のホームページに掲載致します。
 主催団体／公益社団法人小倉法人会
 共催団体／小倉商工会、小倉優良申告法人会、九州北部税理士会小倉支部
 後援／小倉税務署
 ●応募又は問合せ先は下記まで(担当：佐藤・原口) **ご応募はお早め!**

小倉優良申告法人会主催

「これからの日本の企業戦略 ～TSMC進出による九州経済への波及効果・国内半導体産業の行方～」



早稲田大学大学院
 経営管理研究科教授

おさ ない あつし
長内 厚氏

1972年東京都生まれ。97年京大経済学部卒。ソニー株式会社入社。ソニーで10年間、商品企画、技術企画などに従事し、京大大学院に業務留学、博士号取得後、神戸大准教授、ソニー外部アドバイザーなどを経て2011年早大准教授、16年から現職。ハーバード大客員研究員なども務める。カタワラ、ニュース、情報バラエティー番組などに出演。

【日時】12/11(水) 16:00～17:30
 (受付開始は15:30から)
【場所】ホテルクラウンパレス小倉 3F「ダイヤモンドホール」
 小倉北区馬場1-2-1
【参加費】無料 【定員】100名 【締切】11/29(金)

募集要項

応募 ハガキまたはFAX・メールにて①受講希望の講師名、②参加者氏名(フリガナ)、③参加人数、④連絡先電話番号を明記の上、下記小倉法人会事務局までお申込みください。
 ※ハガキ・メールでお申し込みの方には、申し込み受付のご連絡を致します。(本申込により収集された個人情報、本事業の運営管理のためのみ利用させていただきます。)
 講演会を中止する際はホームページ等でお知らせいたします。

北九州地区5法人会合同講演会(八幡・若松・小倉・門司・行橋)

「歴史の岐路に立つ日本 ～私たちは今、何をすべきか～」



作家・ジャーナリスト

かど た りゅう しょう
門田 隆将氏

1958年高知県生まれ。中央大学法学部卒業後、新潮社に入社。週刊新潮編集部配属され、以後、記者、デスク、次長、副部長を経て、2008年4月独立。毅然と生きた日本人をテーマに幅広い分野で作品を執筆。「この命、義に捧ぐ」で山本七平賞受賞。「なぜ君は絶望と闘ったのか」本村洋の3300日」はWOWOWでドラマ化され、文化庁芸術祭テレビ部門で大賞受賞。「死の淵を見た男」吉田昌郎と福島第一原発」原作の映画「Fukushima50」は日本アカデミー賞最多6部門で最優秀賞受賞。読売テレビ「そこまで言って委員会NP」やインターネット番組など多数出演。

【日時】令和7年 2/19(水) 17:00～18:30
 (受付開始は16:30から)
【場所】JR九州ステーションホテル小倉 5F 飛翔
 北九州市小倉北区浅野1-1-1
【参加費】無料 【定員】約200名 【締切】1/31(金)

【応募又は問合せ先】公益社団法人 小倉法人会 事務局 〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1毎日西会館7階 TEL.093-511-5283 FAX.093-511-5259 メール kokuraho-2@kokuraho.or.jp

税金3択クイズの答え Q1=②明治時代、明治政府は歳入の安定を図るため、1873年に地租改正を実施しました。 Q2=①オランダ。1624年に財源調達の方法を国民から募集し印紙税が導入されたそうです。 Q3=②約15兆円、①は相続税 ③は消費税

はじめよう! ダイレクト納付!

ダイレクト納付とは...

e-Taxを利用して、事前に登録した預貯金口座から納付する、電子納税の手段です

メリット1

自宅や会社で納付完了!



メリット2

納付日の指定もできる!



メリット3

納税資金のみで納付OK



操作方法は **YouTube** で確認!

① ダイレクト納付利用への事前準備 (2ステップ!)

事前準備 STEP 1 e-Taxの開始届出書の提出

e-TaxのID(利用者識別番号)を取得! ※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら (YouTube)



はじめよう! ダイレクト納付!

事前準備 STEP 2 ダイレクト納付利用届出書の提出

利用する預貯金口座を登録! ※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら (YouTube)



はじめよう! ダイレクト納付!

② 源泉所得税の徴収高計算書の作成 → ダイレクト納付

e-Taxで簡単に作成・送信して、ダイレクト納付!

詳しくはこちら (YouTube)



はじめよう! ダイレクト納付!

キャッシュレス納付を可愛いキャラクターがYouTubeで紹介中!



ご自宅や会社から キャッシュレス納付 してみませんか?

1 ダイレクト納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法 ※ 事前手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告等をされている方 源泉所得税など、頻りに納付をされている方 日付指定で納付をされたい方 	

2 クレジットカード納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して納付する方法 ※ パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」(https://kokusei.noufu.jp)へアクセスし、所定の項目を入力	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを頻りに利用されている方 スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方 ※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。 	

3 電子納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
契約しているインターネットバンキング等から納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告等をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	

4 振替納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法 ※ 所得税と個人事業者の消費税が対象です。 ※ 事前手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業者の方 納付手続を自動で済ませたい方 	

5 スマホアプリ納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
スマートフォンから各種Pay払いを選択して納付する方法 ※ 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxやスマートフォンで申告等をされている方 Pay払いを利用されている方 	

国税の納付手続に関するお問合せは、各税務署 管理運営部門(担当)へお尋ねください

福岡国税局・税務署

転居等における自動車税種別割のお知らせ

自動車をお持ちの皆さまへ

転居したり、結婚等で改姓された場合は、運輸支局で車検証の変更登録をしていただく必要があります。変更登録が行われていない場合は自動車税種別割の納税通知書が届きません。滞納になれば差押え等の滞納処分が行われる場合もあります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

北九州東県税事務所 ☎093-592-3501 / 北九州西県税事務所 ☎093-662-9312

変更登録のお問合せ 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2079

事業における固定資産税のお知らせ

償却資産をお持ちの皆さまへ

事業のために用いている土地・家屋以外の資産は、償却資産として固定資産税の対象となり、資産をお持ちの方は毎年1月1日現在の状況を1月末までに申告する必要があります。

上記の申告対象資産には所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている資産や賃借人の方が施工した内装等の建築設備も含まれます。

※詳しい内容は、北九州市ホームページ (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/) から「償却資産申告」と検索して、申告の手引きをご覧ください。

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課 償却資産係 ☎093-582-3210